

---

## 朝来市議会政治倫理審査会

令和6年3月12日（火曜日）

---

日 時 令和6年3月12日（火）午後3時44分開  
会

場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 日程協議
- 3 審査事項  
(1) 令和6年1月26日付審査付託について
- 4 その他
- 5 閉会

---

### 出席委員（6名）

浅田 郁雄	藤原 正伸
関 綾乃	尾崎 里美
西本 英輔	嵯峨山 博

---

### 欠席委員（なし）

---

### 事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮元 広司君 議会事務局次長 ————— 榎谷 進一君

---

### 午後3時44分開会

○委員長（浅田 郁雄君） 御苦労さまです。長丁場になったんですけど、頑張っていきたいと思  
います。

これから、第6回朝来市議会政治倫理審査会を開会します。

初めに、審査会の日程についてお諮りします。

日程については本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については、本日1日限りとすることに決定しました。

それではただいまから、令和6年1月26日付審査付託について審査を行います。

前回の審査会では関係委員が欠席でありましたが、これまでの審査会で確認してきた内容につい

て、振り返りをいたします。

本日は、審査会として取りまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

前回、3月6日の確認等、審査会において確認した内容等、また各委員の疑問点の解消等を取りまとめて、この場で報告をしたいと思っております。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） それでは、委員長の御指示の形で、前回もそれまでの審査会をまとめて、結論に至る評議をさせていただいております。

前回、委員さんが欠席でしたので、必要最小限のところをもう一度なぞりながら、前回目指しましたまとめのほうのところまで行ければなというふうに思いますので、委員長、そのような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） よろしくお願いたします。

○副委員長（藤原 正伸君） それでは、毎回のとおりですけれども、会議のまとめをさせていただきます。1ページをお開きください。

例によって、言葉だけではなくて、一応文字も用意はしておりますので、見ながらお聞きいただければと思います。

これが、前回の政倫審のまとめに入った段階で、一番最初にやるはずやったやつが前回も抜けておりまして、今回改めてちょっと出させていただいております。この審査会の活動と規律に関してでございます。

審査会の第1回目のときに、法制の担当者呼んで、条例の解釈についてのレクチャー等を受けました。これは、この審査会の構成を担保するためございまして、その目的と、そこからレクチャーを受けた内容について、この審査会で共通認識をまず立てたというところでございます。

まとめておりますので読み上げます。

議員倫理条例は、基本的には議会の自浄作用に期待した仕組みであり、議員の政治倫理の確立を目指すものである。それゆえこの条例は、議員の行動規範として政治倫理基準を定めて、その遵守を議員に要請するのであるが、一方で、議会外における住民代表としての議員活動の権利、議員活動の自由、保護の観点に配慮することもまた、この条例の運用において要請されるのであり、この条例が恣意的に運用されることは、絶対に許されない。当審査会に求められるのは、事実関係の調査に慎重を期し、予断を排して真相を把握することであるという立ち位置で行きますよという内容でございます。

委員長、これについての御意見を求めておきます。

○委員長（浅田 郁雄君） ただいま副委員長に読み上げていただきました。

これについて、何か御質問等ありましたら。

○副委員長（藤原 正伸君） 御了解いただければ進めます。

○委員長（浅田 郁雄君） よろしいですか。

○副委員長（藤原 正伸君） では次、お願いたします。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） （1）議員倫理条例第3条第1項第3号、市が行う請負契約及び委託契約並びに一般物品納入契約に関し、特定業者の推薦、紹介、介入をしないこと。

大前提の確認でございます。本号の規定は、市が行う契約に関し、特定の業者に対し有利または不利な扱いをするような行為を禁止するものである。

本号適用の要件は、1つ、市が行う契約が存在すること。2つ、働きかけが存在することです。

確認をお願いします。

○委員長（浅田 郁雄君） このことについて何か。よろしいですか。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） では、3ページをお願いします。

（2）財務規則第5、施設随意契約第102条、契約担当者は随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならない。

随意契約は、予定価格の作成をしたところから始まります。随意契約による調達の一連の手続は、予定価格の作成、見積書依頼、契約相手の決定、契約の締結、契約の履行で構成されます。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） これについて、よろしいですか。嵯峨山委員、よろしい。関さん、よろしいですか。尾崎さんもよろしいですか。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 4ページをお願いします。

（3）学校給食センターが行う調達の手続。

学校給食センター条例施行規則第12条、給食物資の調達については、入札または見積り合わせによる購入を原則とする。ただし、特別な物資についてはこの限りでない。

第14条、物資の購入に当たっては、登録業者に対して需要表を提示し、見積書を提出させ、最低見積り者との協議を経て納入者を決定し、発注するものとする。

第15条第1項、納品に当たっては厳正に検収を行い、不適格品があった場合には、直ちに取り換えを求めるものとする。

第2項、物資代金の支払いは、所定の手続を経て、指定金融機関を通じて支払うものとする。

5ページをお願いします。

学校給食センターの野菜等調達の一連の手続は、献立作成、必要な食材の種類・量が確定、見積書依頼（登録業者）、それから予定価格の作成（登録生産者）、発注、納入、支払いで構成される。

登録生産者には見積書依頼をせず、登録業者の見積り合わせにより決定した予定価格での納入を求めている。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） これについては、何か疑問がありましたら。よろしいですか。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 次のページは、前に使ったやつですので送っていただいて、7ページをお願いします。

食材納入業者の登録制度について。

学校給食センター条例施行規則第13条。給食用物資の納入を希望する業者は、確実に納品できる物品を部門ごとに登録する。学校給食センターに野菜等食材を納入するためには、あらかじめ業者登録、生産者登録が必要である。登録は納入を約束するものではなく、契約ではない。登録後、必要に応じて正式に発注をかけて契約する。

生産者登録について、市はホームページに、学校給食に地元産の野菜等の味わいを、野菜等の市内生産者募集の広告を掲載し、給食用野菜等の納入が可能な生産者を募集している。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） ここまではよろしいですか。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） そしたら、確認した事実のまとめです。

前回も同じことをやっているんですけども、もう少し整理して書いております。

この後、①がずっと続きますが、①市が行う契約の存否について、1つ目の要件の内容です。

会議は、よふどの恵が学校給食における地産地消の推進に協力する可能性を探るために開いたのであった。会議の主な目的は、地元産野菜の供給について、学校給食センターが求める野菜の規格等の情報収集であった。

取りあえず以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 市が行う契約の存否についてですが、よろしいですか。関さん、分かりますか。行けます。

オーケーです。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 9ページをお願いします。

続きます。会議には、学校給食センターと農林振興課の担当者が参加し、給食で必要となる野菜の種類、規格、量などの情報を提供した。会議では、市のホームページに掲載されている資料を基に、地元野菜の給食への受入れに関する条件等の説明が行われた。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） よろしいですか。

オーケーです。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 10ページをお願いします。

会議の時点で、野菜の作り手の確保など、栽培及び供給体制はいまだ整っていなかった。会議の中で、給食食材の納入について、具体的な予定価格や条件などの話し合いはなかった。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） いいですか。よろしいですか。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 11 ページです。

会議の時点で、よふどの恵と市との間に既存の契約関係はなく、新たな契約の予定もなかった。会議に参加した関係者は、当該会議が契約行為ではなく、地元野菜の給食への提供に関する情報交換や意見交流を目的とした説明会であったとの、共通の認識を有している。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 今についてはよろしいですか。嵯峨山さん、よろしい。関さん、どうですか。

オーケーです。

○副委員長（藤原 正伸君） そしたら、以上が、前日も取りまとめた事実になるんですけども、よろしいでしょうか。

どうしたらいいですか。もう評価しちゃってよろしいか。

○委員長（浅田 郁雄君） もう僕までオーケーしとったら、もう評価しよう。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 12 ページをお願いします。

先ほど前提として確認していただきました財務規則、それから学校給食センター条例施行規則、そして議員倫理条例第3条1項3号の要件の1つ、市が行う契約の存在に関しまして、以上の事実から判断すると、評価の部分です。

当該会議は、市の行う契約行為には該当しない。その他の契約行為も存在しない。以上のようなことになるかと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） どうですか。異論があれば。ここを教えてほしいとか、ありませんか。

もう、これは評価につながるね。よろしいですか。いいですか。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） もう一つの要点、働きかけの存否について、13 ページをお願いします。

対象議員は会議を傍聴した。対象議員は発言をしていない。対象議員の同席・傍聴について、会議への影響を指摘する参加者はいない。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） よろしいですか。関さん、どうですか。少しでも異議があれば、おっしゃって結構です。よろしいですか。大丈夫ですか。ここはちょっと引つかかるとか、ちょっとっていうようなところがあれば。

○委員（関 綾乃君） これ、ずっと最後まで行ったとして、戻ってまた聞けたりするんですか。

○副委員長（藤原 正伸君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 会議ですから、審査会だから戻って聞いていただいていた方がいいかと思えますけれども、今、ちょっと事実確認をしていただいて、先ほどもう契約の存否について結論について合意をしていただいています。ですので、形式的にはこの時点で、もう既に倫理条例3条1項3号に該当しないという状況にはなっております。

○委員（関 綾乃君） 形式的にですけど、どこの段階で言ったらよかったですでしょうか。

○副委員長（藤原 正伸君） ですので、形式的にはなっておりますけれども、戻っていただいて結構かなというふうに思います、議論を尽くす意味では。

○委員長（浅田 郁雄君） よろしいですか。続けていきますよ。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） では、働きかけの存否について。14 ページ、働きかけの存否についての評価です。

対象議員の傍聴行為を、市の行う契約に対する不正な干渉と見ることはできない。市の行う契約に対する働きかけは存在しない。

以上です。

あと1ページありますので、戻るなら1ページ行ってから。

○委員長（浅田 郁雄君） ほんなら続けて。

○副委員長（藤原 正伸君） では、了解が取れましたという前提で。

委員長。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） では15ページをお願いします。

形式的な流れで行けば、この結論になります。

市の結論です。

市の行う契約及びそれに対する介入行為は、いずれも認められない。契約も認められず、介入行為も認められない。したがって、朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第3号に該当する事実はないということです。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 今までずっと出していただいた評価、結論まで、それについて、何でもよろしいです。質疑があれば言ってください。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 特に異議がなければ、ただいまの説明に基づいて報告書にしていくという流れになっていくかと思えます。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） すみません、ちょっと戻っていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） どうぞ。どのぐらいまで戻れますか。どの辺とか。

○委員（関 綾乃君） ちょっとすみません、ページを見ていなかったの、もうちょっと前の、  
ずっと前まで行って、大丈夫なところは大丈夫ですって言いたいと思いますので。

○委員長（浅田 郁雄君） ここですか。

○委員（関 綾乃君） 次、行ってください。すみません、いいでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） どうぞ。

○委員（関 綾乃君） 農業者に対し有利または不利な扱いをするような行為っていうところで、  
今回、対象団体さんに給食センターの市外品がどの時期に多いのか、またどういった野菜が不足し  
ているのか、そういった一覧表が1つの団体だけに渡ったのは、これには抵触しないのかなと、ち  
よっと疑問に思っています。

○委員長（浅田 郁雄君） よく聞こえなかったんですけど。

○委員（関 綾乃君） すみません、もう一回言います。

○委員長（浅田 郁雄君） もう一度お願いします。

○委員（関 綾乃君） 特定の業者に対し、有利または不利な扱いをするような行為って、契約に  
関してあるんですけども、このところで、1つの団体だけに、給食センターに納めている市外  
品もしくは野菜、1つの野菜について手薄になるような時期の一覧表が、1つの団体だけに渡った  
のは、これには抵触しないのかなと、ちょっと疑問に思っています。

○委員長（浅田 郁雄君） 1つの団体に渡っているというのは、どうかなというところですね。ど  
うでしょう。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 今御指摘されているのは、この3条1項3号の趣旨説明の中の文章で  
ありまして、要件そのものではございませんが、趣旨はそういうふうに、有利または不利な扱いを  
する行為は倫理に反しますよという趣旨説明になっております。

今おっしゃいました、何でしたっけ。野菜に関する資料は何て言いましたかね。名前がついてい  
たと思うんですが。

○委員長（浅田 郁雄君） 中間業者。よふどの恵のこと。

○副委員長（藤原 正伸君） それですよ。給食センターにおける市外品。

○副委員長（藤原 正伸君） ちょっとお待ちください。

○委員長（浅田 郁雄君） 暫時休憩します。

午後4時08分休憩

---

午後4時09分再開

○委員長（浅田 郁雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 朝来市学校給食センターの主要野菜の市外品購入に係る資料が情報提  
供されたということですけども、会議の、それは当然ながら、結果、そういう情報が得られてい

るわけで、特に有利または不利な情報が提供されたという状況にはなからうというふうに、私は思います。私はです。

ちなみに、ペーパーとなりましたその資料につきましても、会議後の作成のものであるということは、聴取の段階で明らかとなっております。したがって、会議中にそういう情報を当事者が得られるというのは、会議の性質上、当然のことかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） 副委員長からもあったんですけども、言葉では、たくさんのそういう野菜であるだとか、時期になるので、ペーパーにしたものをお渡ししたと言っておられたと思いますので、そのとき紙と同じベースで情報は渡っていると、私は感じました。

○委員長（浅田 郁雄君） 分かります。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 会議のときにペーパーを渡してないということは、職員ははっきり言っていたと思います。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） いただいた情報を基に、紙ベースにしたものを後でください、渡しますというお話になっていたもので、そのときに紙の資料が存在はしていないと私も認識しておりますが、その情報はそのときに行っていたので、行われていってましたので、その情報について紙にしてくださいといったものを受け取ったと、私は認識しました。

○委員長（浅田 郁雄君） どうでしょうか。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 先ほど、私の個人の認識は申しましたが、要するにそのような情報がたとえ得られたとしても、それは会議の目的の成果でありまして、特に不正な手段で情報を入手したということにはならないというふうに思います。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） 入手の方法が不正なのではなくて、1つの団体だけにその情報が行ったというのが、私は公平ではないと思っています。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 1つの団体だけに入手されたというのは、その団体の責任ではございませんし、もちろんそこを傍聴していた対象議員の責任でもなからうというふうに思います。もしそこに不都合があるとすれば、それは行政側の不都合ではなからうかというふうに考えます。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） 今、副委員長が言われたように、誰が悪いというのではなくて、判定をするための材料の1つとして、私は考えたいと思っています。

○委員長（浅田 郁雄君） 行政のほうやね。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） ちょっと私、語弊があつたらまた怒られるので言っておきますが、行政のほうの問題と言いましたけれども、給食センターのほうは、こういう政治倫理の問題になってしまったので、公開を差し控えているというようなこともおっしゃっていましたので、どこまで責任を問うていいのかはちょっと分かりませんが、少なくとも、対象議員及び会議を開いた団体の責任ではないということは、明白だと思います。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） よろしいですか。

ほかに。

次のページ。

関委員。

○委員（関 綾乃君） ちょっと私が思っているだけかもしれないんですけど、この契約行為っていうところは、ピンポイントで、北垣理事と今井センター長が言われた、そのお日にちが違うというところで、私がお休みをもらう前々に、矛盾していると思っていたのは解決したと思っています。

今井センター長が言われたのは契約のピンポイントの部分で、北垣理事が言われたのは、この契約行為の長い部分について言われたっていう認識でいいんでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 7日前っていうのと、北垣理事が言われた部分のところとの違いですね。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 理事の発言なんですけど、随意契約につきましては、予定価格を作成したところから始まるということで認識しています。こういう答弁ですので、これは行政手続としての契約に言及されております。行政手続としての随意契約ですね。

3ページに戻ってください。下のほうに書いてありますけれども、随意契約による調達の一連の手続は、予定価格の作成、見積書依頼、契約相手の決定、契約の締結、契約の履行で構成されます。これらの一連の手続の先頭に出てきます予定価格の作成、これのことを述べておられるということで、続いて書いていますこの契約行為という長い帯の始まりの部分について述べられております。

一方、今井センター長の発言なんですけれども、発注をかけた時点で契約になるという答弁ですけれども、これ、実は私の質問の過程で発言されておまして、私は、いわゆる民法 522 条 1 項が言います契約の成立の時点聞いております。それに対して発注をかけた時点だという回答でございます。

したがって、先ほど御指摘のとおり、この表でいきますと契約成立と書いてあります。この時点ですね。民法が言っています意思表示の合致が契約の成立時であるという、この時点は私は質問し、それに答えたのが今センター長ということになっておりますので、視点が異なっているということ

でございます。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） 私もそれで、違うことだったんだなっていうのは認識しております。

それで、北垣理事が言われたこの予定価格の定めから契約履行までの、契約行為と記されたこの長い部分のところは、私はこの部分が「契約に関し」と捉えました。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 正しい理解だと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 合ってます。

次、どうですか。

関委員。

○委員（関 綾乃君） 確かにこの会議の中身ですね。書いていただいているとおりです。ただ私は、それに加えて規格外であったり、大小不ぞろいの地元野菜についても何か販路拡大ができないだろうかって、そういう思いも、たしか述べられていたと思います。それで、それプラス市外品野菜のお話もあったと思っています。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） すみません、私が答える義務はないので、皆さんの意見交換なので、御意見、的確な回答があればお願いします。

学校給食センターの会議記録簿によりますと、数軒の農家が野菜を持ち寄って、よふどの恵に納品する。持ち寄ったときに、他人の立派な野菜を見て恥ずかしくて、引き返してしまう。大小あってもよいのかというようなこと、あるいはキュウリの曲がったものなど規格外品も受けてもらえるかというようなこと、品種に指定はあるのかですね。

それらに対して、キュウリについては、スライサーで調理するから真っすぐなもの。それから、時間内に給食を作らなければならないから、大きさ、重さ、規格が統一されていないといけない。そういうような会議の内容が記録をされております。

やり取りはいろいろとあったかと思いますが、いずれも学校給食センターの食材受入れに関する条件を提示されているというふうに評価をしております。このことで、それ以上のことは分かりません。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） それですので、8ページのところの下の段の情報収集というところで、ここではちょっとまとめてしまっただけではありますが、会議録によると、そういうことかと思っております。

○委員長（浅田 郁雄君） 次。

関委員。

○委員（関 綾乃君） すみません、いいです。

○委員長（浅田 郁雄君） 次。

関委員。

○委員（関 綾乃君） ずっと丁寧にまとめていただいたものを拝見して、事実、いっぱいあったと思います。

ただ、この最後の15ページの結論、まとめていただいていますけれども、この14枚まとめていただいた以外の部分にも、やはり私は影響することがあったのではないかと、資料を見てまいりました。

皆さんもこれ、この15ページの結論で思われてるかもしれないんですけども、申し訳ないですが、私は同調はできません。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） できましたら、理由を明らかにしていただいて討議をさせていただくと、審査がより客観的で公正なものになると思いますので、それをお願いできればなというふうに思いますが。

と申しますのは、14ページまでの中身で了解が取れば、この結論はおのずと出てきてしまいますので、要は結論のみに反対ということはちょっとあり得ないので、その根拠になるものをお示しいただければというふうに思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） 私の意見を聞いていただければと思います。

12月8日は業者からの見積りを行い予定価格が出されており、生産農家への発注もかけられていました。登録者は、契約が成立する期間でもありました。

○副委員長（藤原 正伸君） 委員長、すみません。全部聞いてからでいいのですか。1個1個言ったほうがいいですか。

○委員長（浅田 郁雄君） 今発言したので、そのことについてですか。一通り聞いてからにしてください。

続けてください。最初からでもいいですよ。

○委員（関 綾乃君） いいですか。この登録者っていうのは、生産農家としての登録者なんですけれども、私はその場で登録をすることも、お人によっては可能かなと思っています。たまたまその対象団体さんがそういうところの希望といいますか、登録は考えておられなかっただけで、私は、登録ができるような状態のとき、この説明会が行われていたと思っています。

参集した方々は、農産物販路拡大事業の実績を出したかった農林振興課、それから、規格外や大小不ぞろいの地元野菜について販路開拓もなさりたかった対象団体、それから、主要野菜の市外品を市内品に変え地産地消を進めたい、しかし規格はそろえてもらわないと作業効率が下がるとおっしゃる給食センター、この上記3者の思惑が外れて契約には至りませんでした。説明会は、私は生産者登録の説明であったというふうに聞いてはおりましたが、私は説明会の内容から、中間事業者として契約に至る可能性もあった内容で、契約に関する説明会でもあったと捉えています。

また、令和2年9月16日、8ページの会議録で、地産地消と同時に、地域をやっぱり支援する視点を持っていただきたいと述べている役員ではなかった対象議員が、自身も加入する対象団体の役員が臨んでいた会に同席するのは、介入と言わざるを得ないと思います。

介入というのは、デジタル大辞泉によりますと、当事者以外の者が入り込むことで、契約などが成立・不成立、それについて、結果がどうこう関係するということではない。それについては書かれておりません。当事者以外の者が入り込むことが介入であると、デジタル大辞泉に出ておりました。

また、フロー図のことを私、大変皆さんにもインパクトをつけてしまって申し訳なかったなと思ってるんですけども、これは契約に関する資料の1つだと思って、私は、この審査会の発端になったものだと思っております。

このフロー図に、皆さんが産業建設常任委員会が出されたこのフロー図の前になるものが、令和4年度まちづくりフォーラムで、このフロー図の元となる団体名入りの図で、全自治協議会のフォーラムにて、全市で紹介されました。ここでは、対象団体が仲介業務を実施し、仲介手数料に、また取扱い作物リストも計22種あると書かれております。

今後の方針として、規格外品の買取りと記載もされており、買取り先を模索していたと伺うことができます。この中間事業者として、また規格外品の買取り、この課題を解決できるか、その思いもあり、12月8日、その生産者登録以外のところの質問が行われたのではないかと考えております。

このフロー図が示す生産者、中間事業者としての契約が成立するか否か、また当日は生産農家への発注もかけられている契約期間だった。先ほどの副委員長の資料を出してもらった契約日ではないことは理解はしておりますが、契約の期間内にあり、契約に関する場合に同席していた対象議員は介入に当たると、私は思っております。私の意見です。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） どこから行きましょうか。

どうぞ。

○副委員長（藤原 正伸君） 冒頭と、それから最後に、生産農家への発注という言葉が出てきました、冒頭に出てきましてちょっとびっくりしたんですけども、これは既に登録されている生産農家、当該団体とは関係のない生産農家ということですかね。結構です。

○委員長（浅田 郁雄君） いいですか。どこから行きましょう。

それぞれ、皆さん今のを聞いて、意見等ありましたら出してください。

副委員長ばかりやっとならけど。

西本委員。

○委員（西本 英輔君） たしか、登録という、今、部分があったわけですけども、たしかこの審査会を通じて、登録しても契約を約束するものではないというような文言があった、これは正しいですかね。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 今の点は明確に述べられております。生産者登録は、給食センターからの発注を約束するものではないと述べられています。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 他の生産農家さんへの発注が既になされている、つまり契約であるから契約の範疇に入ってくる。この理屈は成り立ちませんので、明確に否定をしておきます。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかにありますか。

1ついいですかね。

○副委員長（藤原 正伸君） 委員長。

○委員長（浅田 郁雄君） どうしてもフロー図のところになるんですけども、フロー図で、よふどの恵さんっていう名前を、一旦上げました。引き下げました、取り消しました。取消しに、本当になるんですかね。そこだけちょっと聞きたいんですけど、委員長としては、どうでしょう。

フォーラムで名前が出て、してしまったものが、慌てて取消しをしました。本当に取り消されていますか。それだけちょっと確認したいんです。

局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） すみません、フォーラムの取消しというのはちょっと分からないんですけども、今フロー図の取消しというのは、産業建設常任委員会で一旦出されたものが取り下げられたということをおっしゃっているんですよね。ではなくて。

○副委員長（藤原 正伸君） 委員長。

○委員長（浅田 郁雄君） フォーラムの時点で、よふどの恵さんって出てきたんじゃないかな。出てきたんですかね。そのことに対して、取消して言うて、本当に取消しになりますかね。そのところだけ聞かせてください。委員長として、ちょっとその辺だけ聞きたいだけで、言っていること、分かります。

○副委員長（藤原 正伸君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） すみません、フォーラムはまちづくりフォーラムのことですね。そのフォーラムの関係の記憶がちょっと定かではありませんので、その取消しの実態も含めて、私自身としてはちょっと今、お答えできる状態ではありませんので、すみません。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 取消して言われてるのは委員会で取り消されたっていうことで、まちづくりフォーラムで取り消したということではないと思いますけれども。

○委員長（浅田 郁雄君） ということは、まちづくりフォーラムの部分の名前が出た場合やったら、もうそれはずっと残るっていうことですか。残るっていうことなんですかね、例えば名前が出てしまって、図が出てしまったのだったら。それはずっとフォーラムで、ずっとそのまま名前が残ることになってしまったら、産建なんかで、その部分で取り消しましたっていう、ちょっとその辺、何か矛盾するような気がするんで、僕としては委員長として、ちょっとその辺の確認をした

いだけなんです。何も重きはないですよ、私は。

関委員。

○委員（関 綾乃君） すみません、確かに産業建設常任委員会で2月10日に説明をなされた後、課長から、委員の皆さんから不適切だという意見から取り消されたのは事実ですが、それは、その2月10日、取り消してからこっち向きに、将来向きに取り消されたものであると、私は思っています。

出されたことについては、これは事実で、まちづくりフォーラムでお名前が出た、その資料、フォーラムのときに皆さんがパワーポイントで見えていただいたフロー図の基になる、その資料については何もおっしゃっておられないので、私は、生きているものと思っております。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 私、前々回か、あのフロー図に関しては、それが何を証明する資料になるのか明らかにしてくださいということを一応お願いをしたわけで、先ほども協議の中で、それに関する話もなされたであろうという御意見でしたけれども、いずれにしても、先ほど確認していただきましたとおり、会議で話されているのは先ほど見ていただいたとおりで、話されたであろうという、どこまで行っても推測の域は出てないわけですね。

ですので、会議が契約であることを証明したいのか、あるいは介入行為の資料としたいのか。どちらかという介入行為になるんでしょうかね。どちらの根拠にするにしても、そのフロー図があることは分かりました。

ただ、その先に続きますお話を証明する材料は、どこにも見えておりません。あくまでも発言者のほうの推測でありまして、そういうこともあるんでしょうかねとしか言いようがない、そういう考えを持つ人もいるんでしょうかねとか言うしかない。こちらとしては直接的に否定する材料はございません。ただ、そんなことは誰からも聞いていませんと言うしかないですね。ですから、あくまで推測の話であれば反論もできませんよねということになるかと思えます。

そのフロー図なんですけど、今おっしゃいました、特にその介入の行為があった根拠にするという、悪い材料ですね。そういうような取扱いになるかと思うんですけども、この今までの、すみません、これは産建のほうでの話かもしれないんですけど、フロー図で考えられているこの取組といいますか、朝来市では学校給食の地産地消の取組を進める中で、農業生産者との連携がなかなか十分に取れてないと、そういう理由から地産地消の実施が伸び悩んでいるというような状況を打開する中で、農林振興課と給食センターが協力して、その供給の仕組みを考えた。

そこには農業生産者の協力、当然、地産地消を進めるには農業生産者の協力が絶対必要ですから、今回そのフロー図に名前が挙がっているような地域の団体、これはもちろん、当局も言っていましたけれども、ただの事業者じゃないと、いわゆる地域経営の団体なんだということですね。

しかもそれを一例として表示したというふうに担当者は言っていましたけれども、そういうことを考えることの、もう、どこに問題があるのかなという気持ちはずっと持っております。別に悪いことでも何でもなし、そうであるならば、議員だってそこに協力して情報提供していかなきゃいけ

ないんじゃないかと、そういう当局の動きというものをむしろ支援していったって、意見もし、やっていかないと、本市の地産地消の取組なんて、とても推進していけないだろうというふうに思うわけで、ですからそのフロー図を持ち出して何を糾弾しようとするかという思いを、私は持っております。

以上でございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） 私も、副委員長、一緒ですよ。これは本当にすばらしい事業ですし、そのように私たちもバックアップはしていかないといけない。やっぱり生産者の方っていうのは、大変な思いをしながら給食センターに、いろいろ企画をこうしてくれと言われながらされている部分もあるので、私はこの図については賛成はしてるんです。ただ、私が何を疑問にしているかっていうと、そこに、グループに在籍しているメンバーが議員であり、そして地産地消と同時に、地域をやっぱり支援する視点を持っていただきたいと明確に申し上げている、その議員が同席していたということが、私は倫理に抵触しているのではないかと考えているんです、私は。

だからこのフロー図が悪いとか、その対象団体が1人だけいい思いをしているとか、そんなことは全然思っていないです。ただそこに介入があったのではないかと。同席して、最後まで見守りたかったのかも分からないんですけども、私はそこにはいる必要はなかったのではないかと。それと倫理条例にも、これは（1）で、法制担当の方も、1番の（1）については、（1）にせず、前文に上げるべきだったとおっしゃっておられましたけれども、やはり不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと、そこが私はやっぱり気になってしまうんです。私の意見です。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） このフロー図の構想が問題ないのであれば、それを話し合う会議に議員が出席することは何ら問題ないはずであり、それを実現させるために、むしろ積極的に活動していいと私は思います。フロー図がよくて議員の活動が悪い、これはちょっと理解ができないところでございます。

今回、あくまでも暴論として問題提起させていただきます。本件の審査には全く関係のない話です。今、3条1項1号がちょっと出ましたけれども、今回審査の対象ではございませんし、もちろん今言ったような理由から、仮に1号で問題とされたとしても、これは何ら抵触する話ではないというふうに思います。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） フロー図について、まるで話をされたかのような話になっていくのは困りますので、もう一回確認をしておきますけれども、このフロー図について会議で話されたという証言とか、そういう資料はどこにもございません。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 当日の会議が、結果的に将来的な契約につながるかもしれない場面であったというような評価も述べられたと思います。しかしながら、将来あるかもしれない契約などというものを持ち出して審査の基準にするということは、これはこの倫理条例の運用においては許されないことだと思います。冒頭、その辺を確認はさせていただいたように思っております。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 何か私がフロー図という名前を出しただけで、ちょっと混乱しとるんですけど。ただ、後で取り下げてってということで、取消しになったっていう部分で、フォーラムで出た部分も取消しになるのかなという疑問があっただけで、それで質問しただけやから、あまり気にはしないでください。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） フォーラムで出されたのは事実ですから、それは消えないと思いますよ。委員会で求められて提出したというようなことは、産建委員会の要望によって農産物販路拡大事業の実績も併せて提出しましたってということは、これ、言われておりましたし、その資料を提出したときに委員のほうから指摘があったので取り下げたというふうな、これは事実だろうと思います。

フォーラムで、先ほど副委員長がおっしゃったように、一例でよふどの恵というのを出されたということで、説明の内容については自治協単位での話をしたってということも言われております。その辺が事実ではないでしょうか。その辺しか私たちは、事実確認ができていないんじゃないかなと思います。

もう一つ言えば、団体からの圧力、それから声かけがあったわけでもないですし、担当課が知っている範囲で動いて、よふどの恵さんであったり、JAさんであったりそういったところにアタックしたり、自治協にも出向いてアプローチをしてきたということも言われてます。実際、自治協と民間の2つですかね、アプローチをされたということでした。私が把握しているのは以上ですね。

先ほど来から言われてますけども、食材供給の仕組み、こうした一体的な取組によって学校給食での地産地消を推進する体制を構築する、そうした教育と農業との地域社会の三位一体の発展に寄与する方策の1つですからね。そうした施策としては、評価すべきだろうというふうに思います。

ちょっとこれは余談なんですけども、公共交通会議がありますよね。あれ、当局から傍聴に来てくださいっていうふうに、我々議員は行きますよね。あたかも僕が、例えば今回、業者さんがおられますよね、デマンド交通の業者さん。知り合いの人だったら僕疑われて、案内があって説明、どうということかなっていうふうに聞いたときに、説明にどういう取組をされるのかなって聞きにいったときに、あの人業者さん知ってますよねっていうふうなことを言われると、僕もうこれで倫理条例に引っかかってしまうんじゃないかっていう、今ちょっとそういうふうな不安があるのと、実際、皆さん記憶があるかどうか分かりませんが、例えば賀詞交換会とかそういったときに、ある議員さんがある業者さんを連れて、挨拶回りで名刺配りされてるとか、そっこのほうが僕、ひどいとか、そんなことも思うわけですが、何か、だからそのフロー図云々で拡大解釈とか、そういうようなことはあまりしないほうがいいかなと。

僕は公共交通会議、だからよう出んようになったんですよ、この問題になってから。業者さんを知っていて、嵯峨山さん、あんたつながりあるやろうとか言われて、これでもう審査会にかけられたらかなわんなと思って、僕それで当局から傍聴案内が来ても、よう行かんかったですね。そういうふうなことになってしまわないように、議員活動ができるようになればいいなというふうに、私は思っています。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） ちょっとお諮りしたいんですが、時間が大体5時を回りそうなのですが、本日の日程が終了するまで、時間延長をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 異議なしと認めます。それでは時間延長したいと思います。

このまま審査会を続けさせていただきます。

もう大体意見としては出尽くしたのではないかなと思うんですけども、何かまだありますか。尾崎さん、ありますか。ないですか。副委員長、ここをちょっと聞いておきたいとか、どうですか。副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） フロー図についてはそんな気持ちなんですけれども、これはあくまで暴論ということで、先ほどちょっと言いましたとおり、3条1項3号で付託を受けましたので、どうしても先ほどの、同条項号の要件である契約の存在と働きかけの存在というところで議論せざるを得ません。

何でそうかという、それはそれこそが、公正と透明性を担保するためです。そこを外してしまうと、それぞれの物差しで議論することになりますので、審査会の判断に説得力が持たなくなるということです。ですから、契約にこだわるという御批判もあるかもしれないですけども、やはりそこはこだわって審査しないといけないんじゃないかなと。

そうであるならば、契約行為が認められない以上、本件に臨時条例違反の状況はないと結論づけるのが、これは自然の判断だろうと、当然の判断だろうというふうに思われます。そこに条例が規定している以外の要件を持ち込んで判断することは、初日の法制の言葉を借りたら、いわゆる他事考慮ということであろうかと思えます。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） いろいろと取りまとめたり、また今日の意見交換などの内容をちょっとまとめたりして、ほぼ、もうこの状態で行きたいかなとは思いますが、いかがでしょうか。御異議ありませんか。よろしいですか。嵯峨山さん、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 皆さんそれぞれ異議がないということなので、よろしいですか。少数意見も入れます。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） ちょっと暫時休憩を取ってください。

○委員長（浅田 郁雄君） 暫時休憩します。

午後5時01分休憩

---

午後5時08分再開

○委員長（浅田 郁雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一応、今まで評価とか全部出していただいて、それぞれもう納得をしていただいたということなことであります。

最後の結論の部分で、朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第3号に該当する事実はない。もう一回言います。朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第3号に該当する事実はないということを探決したいと思いますが、これについては皆さんよろしいですか。異議ございませんか。採決することに異議ないですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） それでは採決をしたいと思えます。

このことについて賛成の方は、この事実はないとすることに賛成の方は手を挙げてください。

〔賛成者挙手〕

○委員長（浅田 郁雄君） よろしいです。4対1です。

反対の方、挙手をお願いします。

〔反対者挙手〕

○委員長（浅田 郁雄君） 1名。賛成が4、反対が1ということに決定をしました。

よって、結論としては、該当の事実はないということで結論を出したいと思えます。

あと、意見交換してもらったりしたので、そのまとめをまた再度して、少数意見としてはまた書いていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。それは了解していただけますか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 了解って改めて言っていたかなくても、もうこれまで言っていたので、いいということですか。その報告書に載せる意見として。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 会議録から集約させていただいてよろしければ、そのような形で、委員長、副委員長で用意させていただきます。

○委員長（浅田 郁雄君） よろしいですか。正副委員長のほうでまとめて整理したいと思います。またそれは報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

措置についての意見ですが、事実誤認による不当な措置により、議員としての名誉と信頼に大きなダメージが。対象議員への謝罪と名誉回復の措置を講じる必要があります。この2つでいいですね。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 先ほどの説明資料の一番最後になっております。全会一致を目指しま

したので、こういう書き方になってしまっておりますが、一応審査会としては、本会議による12月定例会での措置は、事実誤認による不当な措置だという結論になろうかと思えます。したがって、議員倫理条例第7条第10項によりまして、名誉回復のための措置を検討する必要があるということです、その協議をする必要があるかと思えます。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 本会議ですか。ここで。

定例会で一応出していた結論が、議員の名誉の回復のために正式に出そうかなとは思いますが、条例ではそういうふうになってるんですけども、皆さんどうでしょう。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 補足させていただきます。

議員倫理条例第7条第10項は、議員に倫理条例違反が認められなかった場合には、その名誉を回復するために適切な措置を実施すべき旨を議長に報告しなさいということになっておりますので、その報告すべき措置の内容について協議する必要があるということでございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 対象議員については、前回の措置であれでしたから、名誉回復っていうのは早急にしなければならんだろうというふうに考えています。

例えば、議会だよりにこの結果を報告するにしても、時期的にはもう5月っていうふうになりますから、やはり3月の本会議審査結果を受けて、もうすぐに印刷発行して、できればもう早く発行して、名誉回復に努めなければならんだろうというふうに私は考えておりますので、まずは議会だより、臨時号でも作成して、とにかく名誉回復すべきだろうというふうなのが1つ。

それからケーブルテレビですね。これをもう議会からのチャンネルか何かをつくって、回復に努めていくっていうのも1つでしょうし、そこに議長も出席いただいて、説明なり謝罪なりっていうのが要るのではないかなというふうに思っております。

それと記者会見ですね。これはもう行っていただいて、こういうことでしたという事実と、議員の名誉回復に努めなければならんだろうというふうに私は考えます。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 前回の措置で、対象議員は実名で新聞報道もされております。これは市議会議員としての信頼と名誉にとっては、物すごく大きなダメージであって、今なおその状態が続いているということでありますので、今提案のありましたような措置は当然に必要なことになるだろうなど。

私、当然ながら議会にとっては、議会だよりがまず主要な広報の手段なんですけれども、定例発行の議会だよりを待っていたのでは、その対応も生ぬるいというぐらい、大きなダメージがあります。ですからもう、たとえ1週間でも2週間でも、とにかく早く名誉回復の措置を取る必要があるかなと思えます。

順序が逆になりましたけれども、当然ながら本会議に諮っていただくことが大前提ですけれどもね。本会議で了解といいますか、議員の皆さんの賛成が得られることが大前提ですけれども、当然ながらその場合のことを審査会は用意しておかないといけないので、協議をしていただいています。

ですので、本会議でこの審査会の判断が認められた場合には、当然ながらその場で直ちに謝罪、議会としての対象議員に対する謝罪は表明していただく必要があろうかというふうに思いますし、要は、先ほど言われたように、メディアでの報道によるダメージの回復ですから、同じ媒体を使って結果を発表していくということは必要だろうというふうに思います。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） 名誉回復しなければならない、これは当然のことだと思いますが、この審査会で広報の臨時号を出すだとか、そういうのは決定してもいいんですか。それは多分、広聴広報の委員会の部分だと思いますけれども。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） もうここで僕は決めていいと、決めてというか、これは最終的には本会議で決まるんですから、本会議でそういうふうになれば、そういうふう動いていただかないといけないんですけれども、今日の審査会の結果を受けて、広報としてはそういう準備も進めていただいて、私的にですよ、もう本会議の結果を受けたらすぐにでも印刷ができるような構成をつくって、すぐにでも、もうやっぱり名誉回復のほうに動いていかなければならないというようなことをやらないといけないと、私は思って言わせていただいておりますけれども、だからそんなに悠長な考えというか、やっぱり相当大きなダメージを受けられておりますから、その名誉回復のことを考えると、やっぱり自分がそういう立場になれば、これでも遅いというふうに、僕は思うかもしれません。だから、やっぱりその当事者のことを考えると、もうすぐにでもやっぱりそこは対応してあげなければならないというふうに思って、私は発言をさせていただきました。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） おっしゃるとおり、何をやっても回復は無理なんです。そういう状況だと思いますので、やれることは全部やるということしかないのかなと。

ここで決めるというのは、要はこの審査会の意思決定ですので、当然ながら、あとはそれをどういうふうに参酌していただけるかは、議会が決めることであるということだと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかにありませんか。

政倫審の第7条の10項には、審査会で決定したことを議長に報告して、所要の措置を講ずるといふふうになっております。この3月議会であろうと、次の6月だろうと、これはもう仕方なくはないといけないと思います。あくまで名誉回復ってということなので、その辺は早急にするべきかなとは思いますが。

関委員、いかがですか。いいですか。よろしいですか。

尾崎委員。

○委員（西本 英輔君）それは、何がいいか悪いかが。

○委員長（浅田 郁雄君）そうです。

本会議において、議長があくまで藤本議員に注意喚起を文書でしたというようなことと同じように、本会議において議長による謝罪の声明をして、本会議の後記者会見をして、議会だより臨時号を発行するなり、ケーブルテレビでこのことを正式に発表するという形になるのではないかなとは思うんですけど。今までの意見を聞きましたらですよ。

いや、これはする必要もないっていう人もおられましょうし、これはそれぞれですから、それぞれ意見を出していただいて。

西本委員。

○委員（西本 英輔君）いや、する必要がないと言ってるのではなくて、広聴広報委員会が行える権限を持っている広報紙の発行について、臨時号を出してというところまで決めていいのかということを知っているんです、ここで。

○委員長（浅田 郁雄君）副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君）審査会が、名誉回復に必要と判断した措置を議長に報告することになっておりますので、これが、要するに今おっしゃったような形で、そう決まったということではなくて、この措置が必要と審査会は考えますということの報告をするということでございますので、ここで決定したからそれがそのまま行く、つまりは臨時号の発行が決まるという話ではございませんので。

以上でございます。

○委員長（浅田 郁雄君）ほかにないですか。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君）先ほどちょっと申しましたとおり、嵯峨山委員からも指摘がありましたが、我が身に置き換えたらということでは言われましたから、我が身に置き換えたらこんなものは済まないというふうには私は思うんですけども、かといって、それ以上に思い浮かびません。

御提案があったら、とにかくお聞かせいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君）今まで意見を出してもらった、本会議における議長による謝罪声明、本会議後の記者会見、議会だよりによる臨時号の発行、ケーブルテレビの設置。これ以外に何か措置を取ることなんですけど、これ以外で何か。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君）一番上にありました議長による謝罪声明というのは、これは議長個人として謝るわけじゃございませんので、議会を代表して議長が謝罪することですので、誤解のないようにお願いします。

○委員長（浅田 郁雄君）議長の名誉がないわけではないので、そのまま、でも議長の謝罪でしょうね。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 議会のホームページで何か掲載できるようなものがあるのであれば、その辺も、そういうのも、もうやったらいいと思うんですよ。なんかもうそこを、もうあらゆるチャンネルで、名誉回復につながるようなものがあれば、もうあらゆる手段を使って回復に努めていくっていう姿を、やはり見せる必要があるんじゃないかなと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） また新たにホームページに掲載したらどうかという意見もあります。副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 当然、前の政倫審もそうですけれども、この政倫審の内容は、最終的な報告に至るまで、全てホームページに掲載はされることになっておりますので、どうでしょうか。特に措置として入れる必要はないですかね。それとも入れておく。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） もうこの朝来市議会のホームページをぱんとやったら、探していくんじゃないかと、もう最初にぼんと、何かそういうふうな、何か、そういうイメージで僕は言っておるんです。何か議案とかを探して行くのではなくて。そういうのはちょっと難しいかな。トップページとか、それはちょっと難しいかも分かりませんが、何かできるのであれば。ちょっと難しいかも分かりませんがね。

○委員長（浅田 郁雄君） それでは、もうまとめたいと思います。

本会議における議長による謝罪声明、本会議後の記者会見、議会だよりによって臨時号の発行、ケーブルテレビの設置、ホームページ、トップで掲載していただくと、多分、一応こういうことで皆さん了解を。何か異議ありますか。よろしいですか。全部が全部できるかどうかはちょっと分かりませんが、この形でさせていただいてよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） それでは、この5つの体裁で、順次やっていきたいと思います。

次回、報告書をちょっとまとめていきたいと思います。

一応この形は、以上で審査は終わったわけなんですけれども、報告書は正副で次回まとめてこへ提出しますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の審査は終了しました。

次にその他として、日程調整なんですけれども、大変日程が詰まっておりますので、事務局とも相談して、後ほど報告をさせていただきたいと思います。それで御了承お願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもって、朝来市議会政治倫理審査会を閉会します。御苦労さまでした。

午後5時33分閉会